

改訂版第4次静岡県地球温暖化対策実行計画（骨子案）

1 計画の位置付け

- ・地球温暖化対策推進法第21条及び静岡県地球温暖化防止条例第8条に基づく計画
- ・静岡県総合計画を環境の面から補完する「静岡県環境基本計画」の個別計画
- ・気候変動適応法12条に基づく「気候変動適応計画」
- ・計画期間：2027～2030（4年間） ・基準年度：2013年度（国の計画との整合）

3 現行計画の評価と課題

- ・2023年度の県内温室効果ガス排出量（速報値）は基準年度（2013年度）と比べ25.8%減少
- ・2030年度の46.6%削減目標に向け、概ね順調に推移
- ・2024年の世界平均気温は、パリ協定の目標値である1.5度を超えるなど、地球温暖化が対策を上回る速度で進行

2 計画策定の背景

<環境を巡る世界の動向>

- ・SDGsの採択 ・パリ協定の発効 ・IPCC第6次評価報告書統合報告書
- ・産業界における脱炭素に向けた動き ・COP30

<日本の動向>

- ・2050年カーボンニュートラル宣言 ・グリーン成長戦略の策定
- ・2030年度温室効果ガス削減目標46%（2013年度比）表明
- ・地球温暖化対策推進法の改正 ・地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画の改定
- ・排出量取引制度の導入 ・化石燃料賦課金の導入 ・SSBJ基準の適用

<本県の状況>

- ・知事が2050年脱炭素社会の実現を目指す旨を表明（2021.2.25）
- ・県内24市町がゼロカーボンシティを表明（2026.3.31現在）

4 計画の目標

◎長期目標：2050年脱炭素社会の実現

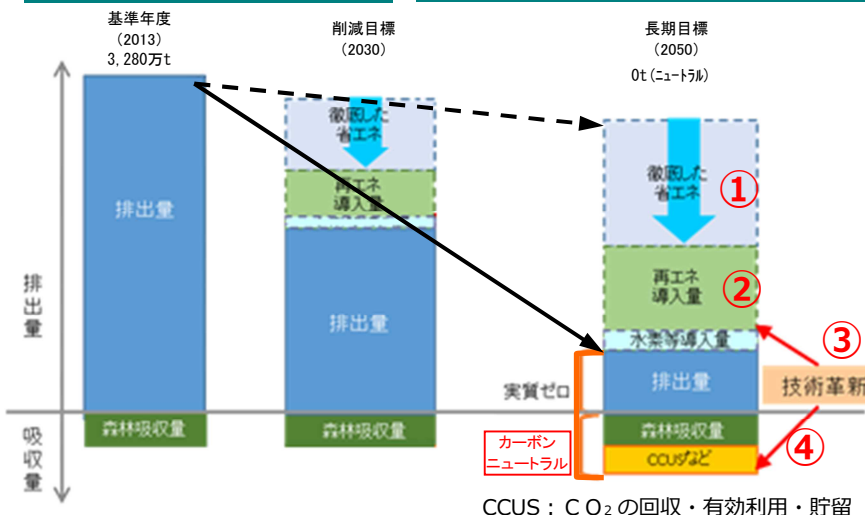
- ・社会全体を脱炭素社会にシフトチェンジしていくことで、将来の世代に安心して暮らせるための社会・自然環境を継承
- ・2035年、2040年の数値は均等に推移した場合の値を参考数値として記載（2035年60.0%削減、2040年73.3%削減）

◎2030年度温室効果ガス削減目標

2013年度比
46.6%削減

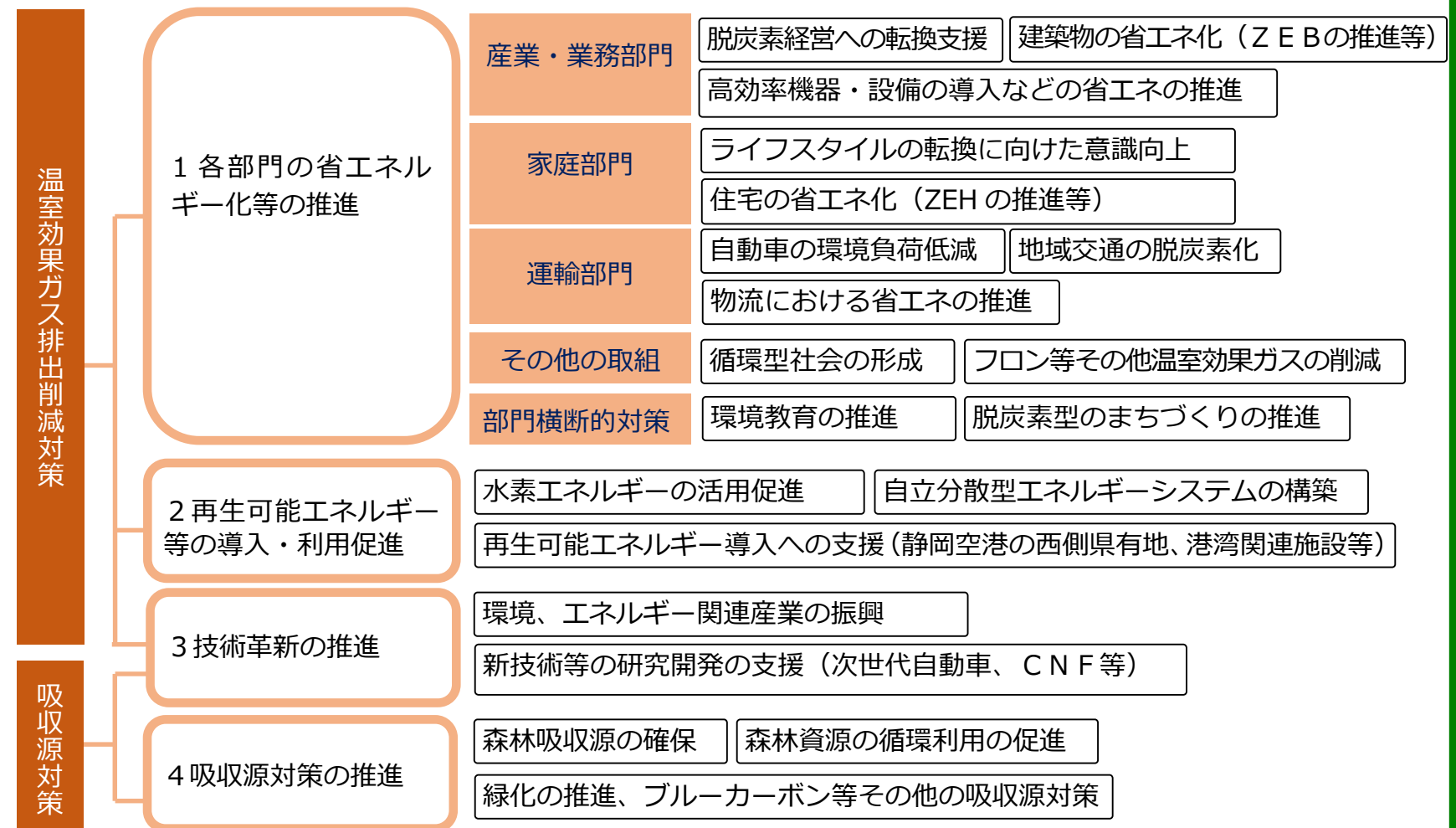
◎脱炭素社会の実現に向けた道筋

- ① 徹底した省エネ等
- ② 再生可能エネルギーの導入
- ③ 技術革新の推進
- ④ 森林吸収等の拡大



5 取組の内容（施策体系）

※詳細は第2回計画検討評価部会で提示



6 適応取組方針

気候変動のリスクや適応に関する情報を収集・発信し、県民や事業者の理解と行動の促進を目指す

分野：①農業・林業・水産業 ②水環境・水資源 ③自然生態系 ④自然災害・沿岸域 ⑤健康 ⑥産業・経済活動、県民生活